

新 市 建 設 計 画

平成 1 7 年 2 月

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会

平成 2 8 年 3 月変更

令和 3 年 3 月変更

釧路市

目 次

第1章 はじめに	1
1. 合併の必要性	1
(1) 少子高齢社会への対応	1
(2) 地方分権の進展と多様な行政ニーズへの対応	2
(3) 厳しい財政状況と行政の効率化	2
(4) 生活圏域の一体化	3
(5) “第一次産業”を基盤とした産業の再構築	3
(6) “観光都市”としての魅力の向上	3
2. 計画策定の方針	5
(1) 計画の趣旨	5
(2) 計画の構成	5
(3) 計画の期間	5
(4) 行財政運営の方針	5
第2章 新市の概要	6
1. 位置、地勢	6
2. 気候	7
3. 面積	9
4. 人口、世帯	10
5. 主要指標の見通し	11
(1) 人口の見通し	11
(2) 世帯数の見通し	11
第3章 新市建設の基本方針	12
1. まちづくりの基本理念	12
2. 新市の特性・可能性	14
3. 新市の将来像	15
4. 将来像実現のための基本目標と施策体系	16
(1) 基本目標	16
(2) 施策体系	18
5. ゾーン別の整備方針	19
第4章 新市の施策	21
1. 新市建設の重点事項	21
2. 基本目標別主要施策	23
(1) 地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり	23
(2) 世界に誇れる大自然と共生するまちづくり	29

(3) 世界ブランド“くしろ”を発信するまちづくり	3 1
(4) 東北北海道の拠点都市としてのまちづくり	3 3
(5) 思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり	3 5
(6) いきいきとした心豊かな人をはぐくむまちづくり	4 1
(7) 住民と行政の協働によるまちづくり	4 5
3. 新市における北海道事業の必要性	4 7
第5章 公共施設の配置	4 8
第6章 財政計画	4 9
1. 前提条件	4 9
(1) 歳入	4 9
(2) 歳出	5 0
2. 歳入	5 2
3. 歳出	5 3

第1章 はじめに

1. 合併の必要性

市町村は、住民に最も身近で基礎的自治体として、これまでも、教育、社会福祉や消防等、住民に密着したサービスの提供や地域の特色を活かしたまちづくりなどについて、重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、少子高齢社会の到来、国・地方を通じた著しい財政の悪化等、市町村を取り巻く情勢は大きく変化してきており、今後、現行の行政サービスの維持、向上を図っていくことが困難となるものと予想されています。

このように、市町村を取り巻く環境が大きく変わりつつある中、市町村合併は、市町村の行財政基盤を強化し、社会福祉等の身近な行政サービスを維持、充実するとともに、将来にわたり地域の持続的な発展を確保するためのひとつの手段として、検討すべき課題となっています。

こうした状況は、3市町においても同様であり、これらの内容を整理すると次のようになります。

(1) 少子高齢社会への対応

少子高齢社会の到来により、右肩上がりで増加してきた日本全体の人口は、平成19年以降減少することが予想され、過疎地域の問題としてだけ捉えてきた人口減少の問題は、都市部も含めた日本全体の問題となってきています。

3市町の人口をみると、総人口は昭和60年の226,097人から平成12年には201,566人となり、この15年間に24,531人の減少となっています。また、その内訳は昭和60年に総人口の7.6%だった65歳以上の高齢者が平成12年には16.9%に、昭和60年に22.9%だった15歳未満の年少人口が平成12年には14.1%となり、少子高齢化は年々急激な速さで進んでいます。

また、地域社会の経済活動の主な担い手である生産年齢層（15歳～64歳）人口も減少し、地域経済に影響を及ぼすことが予想されており、このような状況から、今後、市町村の行財政運営が困難になることが懸念されます。

こうした中で、少子高齢社会に的確に対応し、社会福祉をはじめとする行政サービスの維持、充実を図っていくためには、効率的な行政組織を構築し、相対的な行政コスト

を削減していくことが必要となります。

（２）地方分権の進展と多様な行政ニーズへの対応

個性豊かで活力に満ちた地域社会を目指すため、地方分権の推進主体である市町村は、住民の多様な行政ニーズ、地域の特性や時代の変化に対応したまちづくりを主体的に進めていくことが重要です。

これからは、自己決定・自己責任の原則により、自ら政策を立案し、住民に説明し、実施することがこれまで以上に求められています。

こうした地方分権の進展に対応していくためには、市町村の政策形成能力が強く求められることになり、その結果、市町村の取り組みによっては、行政サービスに格差が生じたり、活力などに直接的に影響したりすることが大いに予想されます。

また、それぞれの地域の個性を活かし、住民の意見を反映したまちづくりを進めていくためには、住民自らが主体的にまちづくりに関わっていくことが求められています。このことは、今後、地域のさまざまな課題の解決に当たって、住民と行政がそれぞれの役割分担を十分意識しながら、対等なパートナーとして協力していくことであります。

このような状況の中で、それぞれの市町村においては、職員の政策形成能力の向上や専門的人材の育成を図るなど、分権時代に対応したふさわしい組織体制を整えていくことが必要となってきます。

さらに、合併を契機に住民自治によるまちづくりの意識を醸成していくことにより、これまでのコミュニティの機能をさらに強化するとともに、多様な分野で住民主体のまちづくりが可能となります。

（３）厳しい財政状況と行政の効率化

わが国の財政は、長引く景気の低迷により、国と地方を合わせた借入金残高が平成 15 年度末で約 695 兆円に達し、そのうち、地方（都道府県、市町村）の借入金残高は約 199 兆円と見込まれており、国、地方とも極めて厳しい状況にあります。

また、現在、多くの市町村は、国からの地方交付税や補助金、地方債（借入金）に依存した財政運営を行っていますが、市町村の財政構造の健全性を示す経常収支比率（人件費など義務的経費の割合）や公債費比率（借り入れたお金の償還に必要な経費の割合）が年々悪化しています。

こうした厳しい財政状況の中、国においては、国庫補助金の縮減、税源配分の見直し、交付税改革を内容とする三位一体の改革が進められており、これらの影響により将来にわたって現行の行政サービス水準を維持していくことは困難となることが予想されます。行政サービスの水準を維持、充実させていくためには、限られた財源の中で、より効率的な行政を確立していくことが必要となります。

（４）生活圏域の一体化

現在の地方行政制度は、昭和 30 年前後に創設され、ほぼ 65 年そのままの形で維持されてきています。65 年前の地域社会は、ほとんどの家庭で電話、テレビや自動車もなく、隣の市町村までの道路も改良・舗装されず、時間的・空間的距離の感覚は今とは随分異なっていたことは想像に難しくありません。

現在は、情報通信ネットワークが張り巡らされ、道路網についても格段の整備が進み、通勤、通学や医療機関の利用等、住民行動圏域は大きく広がっており、3 市町は、釧路市を中核として一体的な生活圏域を形成しています。

さらに、行政区域という壁を取り払い地域が一体化することで、住民の日常生活圏に対応する住民サービスを実現していく、暮らしやすく活力のある地域づくりに向けた取り組みが可能となっています。

（５）“第一次産業”を基盤とした産業の再構築

3 市町は、恵まれた自然環境を活かし、農業（基幹産業である酪農）、林業（道内有数の森林地帯）、水産業（日本有数の漁業基地）の第一次産業を主体として発展してきた地域です。国内でも有数の生産基地であり、また、日本の食料基地ともいえる地域でもあります。

これまでも、この第一次産業から生じるさまざまな素材を活用することにより、第二次、第三次産業の振興につながりを持ってきましたが、今後、地域が一体化することで、産業の中心となるこの第一次産業の基盤をさらに強化し、他産業との新たな連携を確立することで、地域経済を大きく発展させることが可能となります。

（６）“観光都市”としての魅力の向上

3 市町の中には、釧路湿原、阿寒摩周の 2 つの国立公園や阿寒湖のマリモ、タンチョ

ウ等、全国ブランドとして確立された地域の魅力あふれる資源がたくさんあります。しかしながら、ともすれば個々の地域だけの資源として捉えられる傾向が強く、地域全体の資源としてアピールすることに至っていない面があります。今後、新市の地域ブランドとして統一的に発信することができるようになれば、「自然豊かな癒しの地域」という地域としてのイメージを大きく向上させることができるばかりでなく、これらの地域資源を活かした観光をはじめとする産業の活性化を図っていくことが可能となります。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するもので、釧路市、阿寒町及び音別町が合併した後の新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、3市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、新市のまちづくりのさらに詳細かつ具体的な内容については、この計画を基礎に新市において策定する総合計画（基本構想・基本計画）に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「基本方針」と、基本方針実現のための「新市の施策」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併年度及びこれに続く20年間とします。

(4) 行財政運営の方針

新市においては、健全な財政運営に努め、財政計画では、地方交付税、国や道の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにします。

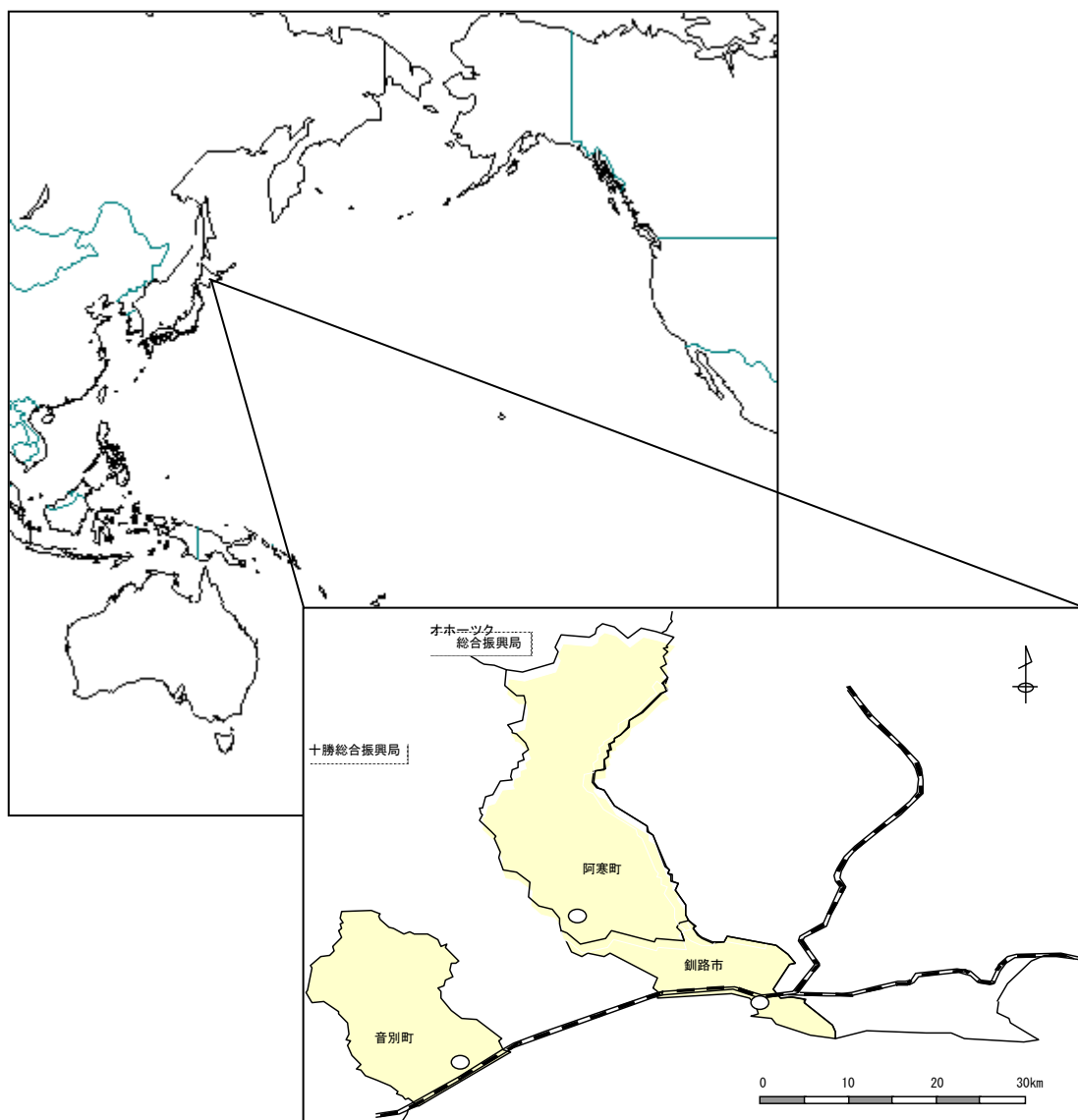
また、行政運営に支障のない範囲で職員の定数管理及び適正配置を図りながら、組織の効率化に努めるものとします。

第2章 新市の概要

1. 位置、地勢

釧路市、阿寒町及び音別町の3市町は、北海道の東部に位置し、南側は太平洋に面しています。平野部には広大な釧路湿原、山岳部には阿寒摩周国立公園を擁し、北海道の大自然を豊かに残す地域です。

図 3市町の位置



2. 気候

釧路地域の気候は、夏季は霧が多いものの日照時間は冬季を中心に 1,969.5 時間と長いことが特色となっています。また、降水量が少なく、気温は東京や福岡より約 10℃以上低くなっています。

表 釧路地域の月別平均気温

(℃)

	釧路	札幌	東京	福岡
1月	-5.4	-3.6	5.2	6.6
2月	-4.7	-3.1	5.7	7.4
3月	-0.9	0.6	8.7	10.4
4月	3.7	7.1	13.9	15.1
5月	8.1	12.4	18.2	19.4
6月	11.7	16.7	21.4	23.0
7月	15.3	20.5	25.0	27.2
8月	18.0	22.3	26.4	28.1
9月	16.0	18.1	22.8	24.4
10月	10.6	11.8	17.5	19.2
11月	4.3	4.9	12.1	13.8
12月	-1.9	-0.9	7.6	8.9
年平均	6.2	8.9	15.4	17.0

注) 1981年～2010年までの平均値

資料) 気象庁HP

表 釧路地域の月別日照時間

(時間)

	釧路	札幌	東京	福岡
1月	182.0	92.5	184.5	102.3
2月	181.9	104.0	165.8	121.0
3月	200.6	146.6	163.1	149.8
4月	181.9	176.5	176.9	181.6
5月	188.3	198.4	167.8	194.6
6月	129.3	187.8	125.4	149.4
7月	107.4	154.9	146.4	173.5
8月	127.1	171.0	169.0	202.1
9月	149.7	160.5	120.9	162.8
10月	180.9	152.3	131.0	177.1
11月	166.6	100.0	147.9	136.3
12月	173.6	85.9	178.0	116.7
年平均	1969.5	1740.4	1876.7	1867.0

注) 1981年～2010年までの平均値

資料) 気象庁HP

表 釧路地域の月別降水量

(mm)

	釧路	札幌	東京	福岡
1月	43.2	113.6	52.3	68.0
2月	22.6	94.0	56.1	71.5
3月	58.2	77.8	117.5	112.5
4月	75.8	56.8	124.5	116.6
5月	111.9	53.1	137.8	142.5
6月	107.7	46.8	167.7	254.8
7月	127.7	81.0	153.5	277.9
8月	130.8	123.8	168.2	172.0
9月	155.6	135.2	209.9	178.4
10月	94.6	108.7	197.8	73.7
11月	64.0	104.1	92.5	84.8
12月	50.8	111.7	51.0	59.8
年平均	1042.9	1106.5	1528.8	1612.3

注) 1981年～2010年までの平均値

資料) 気象庁HP

3. 面積

3市町を合わせた総面積は1,363.29km²となり、全国でも有数の広い面積をもつ市となります。

表 市面積との比較

順位	市名	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
1位	岐阜県高山市	89,182	2,177.61	41.0
2位	静岡県浜松市	797,980	1,558.06	512.2
3位	栃木県日光市	83,386	1,449.83	57.5
4位	北海道北見市	121,226	1,427.41	84.9
5位	静岡県静岡市	704,989	1,411.83	499.3
6位	北海道釧路市	174,742	1,363.29	128.2
7位	山形県鶴岡市	129,652	1,311.53	98.9
8位	岩手県宮古市	56,676	1,259.15	45.0

資料) 平成27年国勢調査他

4. 人口、世帯

平成 12 年の国勢調査結果によると、3 市町を合わせた総人口は 201,566 人で、全道のおよそ 3.5%となります。総人口は、昭和 60 年までは増加を続けてきましたが、それ以降は減少が続いており、昭和 60 年から平成 12 年の間に 24,531 人の減少がみられます。

また、総世帯数は 83,845 世帯で増加を続けていますが、核家族化の進行等により 1 世帯当たりの人数は減少しています。

年齢階層別の構成をみると、平成 12 年では、14 歳以下の年少人口が 28,441 人で 14.1%、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 139,010 人で 69.0%、65 歳以上の高齢者人口が 34,115 人で 16.9%となっています。これまでの推移をみると、年少人口比率が減少し、高齢者人口比率が増加しており、少子高齢社会の到来を顕著に示す状況となっています。

表 人口、世帯数等の推移

(人、世帯、%)

項目 \ 年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	226,097	216,423	209,678	201,566	190,478	181,169	174,742
年少人口 (14歳以下)	51,790 (22.9%)	41,938 (19.4%)	33,919 (16.2%)	28,441 (14.1%)	24,638 (13.0%)	21,772 (12.0%)	19,400 (11.1%)
生産年齢人口 (15～64歳)	157,092 (69.5%)	152,877 (70.6%)	148,596 (70.8%)	139,010 (69.0%)	125,447 (65.9%)	113,635 (62.7%)	101,909 (58.3%)
高齢者人口 (65歳以上)	17,213 (7.6%)	21,603 (10.0%)	27,163 (13.0%)	34,115 (16.9%)	40,344 (21.2%)	45,737 (25.2%)	52,867 (30.3%)
世帯数	76,477	78,260	81,634	83,845	82,079	81,015	82,078
1世帯当たり人数	2.96	2.77	2.57	2.40	2.32	2.24	2.13

注) 総人口には年齢不詳を含むため、合計が合わない場合がある。

資料) 国勢調査

5. 主要指標の見通し

(1) 人口の見通し

平成12年の3市町の総人口は201,566人であり、第2期 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンによると、令和7年には154,450人になることが想定されます。

また、年齢階層別の構成をみると、出生率の低下や平均寿命の伸長により、高齢者人口及びその比率の増加が一層顕著となり、平成12年の34,115人（構成比16.9%）から、令和7年には54,078人（構成比35.0%）になることが想定されます。

(2) 世帯数の見通し

今後さらに核家族化が進行することが見込まれることから、総世帯数は、平成12年の83,845世帯から、令和7年には78,918世帯に減少することが想定されます。また、1世帯当たり人数は、平成12年の2.40人から、令和7年には1.96人まで減少することが想定されます。

表 人口、世帯数等の見通し

(人、世帯、%)

項目 \ 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	201,566	190,478	181,169	174,742	162,390	154,450
年少人口 (14歳以下)	28,441 (14.1%)	24,638 (13.0%)	21,772 (12.0%)	19,400 (11.1%)	17,695 (10.9%)	16,892 (10.9%)
生産年齢人口 (15～64歳)	139,010 (69.0%)	125,447 (65.9%)	113,635 (62.7%)	101,909 (58.3%)	89,874 (55.3%)	83,480 (54.0%)
高齢者人口 (65歳以下)	34,115 (16.9%)	40,344 (21.2%)	45,737 (25.2%)	52,867 (30.3%)	54,821 (33.8%)	54,078 (35.0%)
世帯数	83,845	82,079	81,015	82,078	79,257	78,918
1世帯当たり人数	2.40	2.32	2.24	2.13	2.05	1.96

注) 平成12年～平成27年の人口は国勢調査による実績値。令和2年及び令和7年の人口は第2期 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョン。

第3章 新市建設の基本方針

1. まちづくりの基本理念

新市の建設に当っては、次の4つの基本理念のもとに、まちづくりを進めていきます。

（1）新市としての新しい魅力と活力を創出するまちづくり

新市においては、単に3市町の積み上げだけではなく、新しい都市を創造していくという視点に立ち、地域の持つ優れた資源に立脚したまちづくりを進めていく必要があります。このため、住民も行政もこれまでの行政区域にとらわれることなく、地域全体の資源を十分に活かした新しい魅力と活力を創出する、まちづくりを目指します。

（2）地域を支える産業を強め活性化するまちづくり

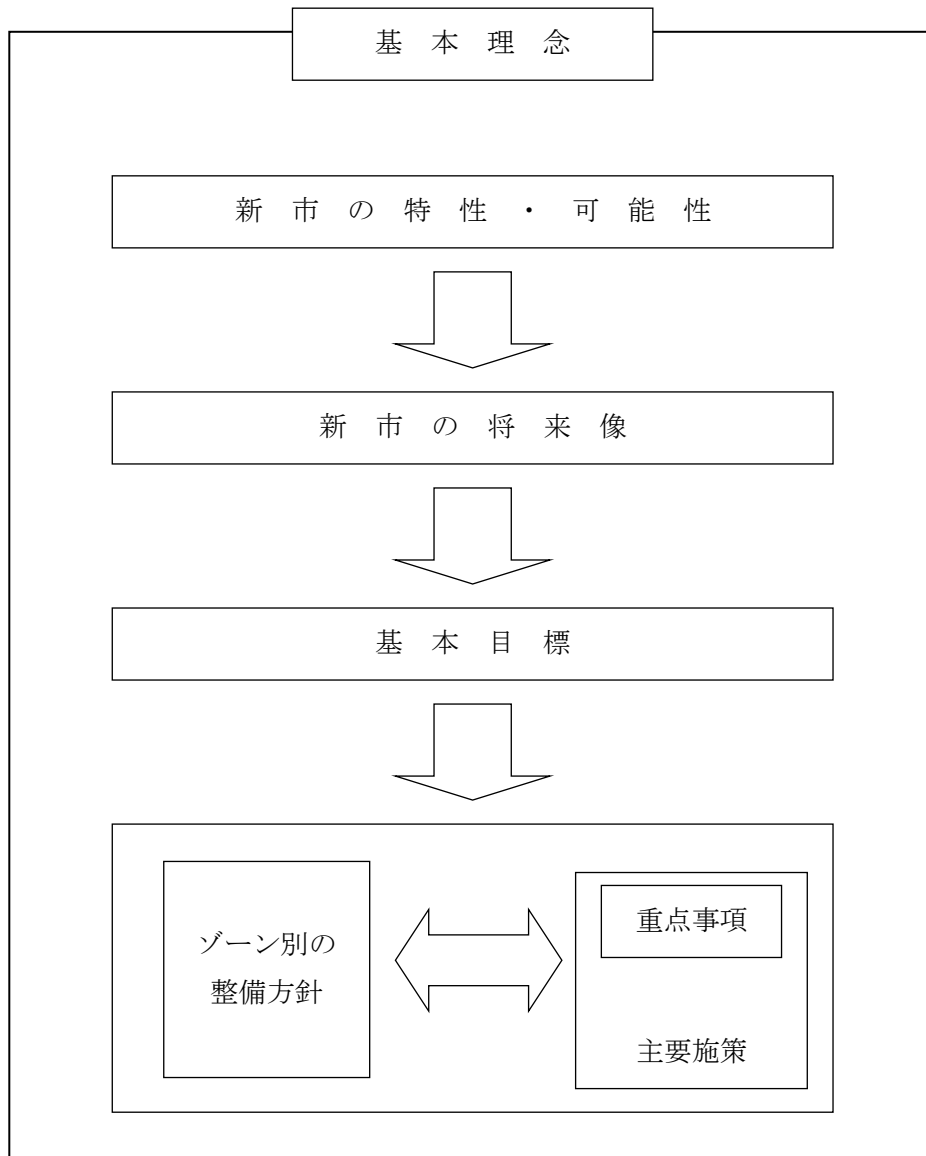
新市においては、農業、林業、水産業の第一次産業を中心に、第二次、第三次産業の発展につなげるとともに、自然や地域の産業資源を観光に活かす取り組みを進め、産業全体の底上げを図ることにより、地域を支えてきた産業の力を強め、地域経済が伸び新市全体の活性化へつながるまちづくりを目指します。

（3）個性と伝統文化を尊重し豊かな暮らしを実現するまちづくり

新市においては、これまで培われてきた各地域の伝統文化を尊重しながら、地域コミュニティの機能や利便性を低下させることなく、より安心して豊かに暮らせる環境を確保していく必要があります。このため、新市全体のまちづくり計画との整合性を図りながら、現在の各市町の総合計画を新市の一翼を担う各地域の振興計画として、その実現を目指します。

（4）住民と行政の協働による一体感あふれるまちづくり

新市においては、住民と行政がまちづくりを再検討する大きな節目として合併をとらえ、さまざまな分野で住民と行政の協働による一体感あふれるまちづくりを目指します。



2. 新市の特性・可能性

3市町をひとつの都市としてみると、これまで個別の市町では見出せなかった新しい都市としての特性・可能性を見い出すことができます。その特性を活かし可能性を引き出すことで、地域の新たな発展と暮らしの安心、快適さを高めていくことができます。

（１）広大な面積をもつ都市

新市は、総面積が1,363.29 km²となり、全国でも有数の広大な面積をもつ都市となります。そこには、多様な人々の暮らしと産業の営みがあります。広いステージでの新しいまちづくりは、新市の各分野で新たな価値や可能性を引き出すことができます。

（２）東北海道の拠点都市

新市は、総人口が約20万人の道内でも有数の都市となります。さらに、生活、経済、交流などの面で圏域としての中心機能が高まることにより、「東北海道の拠点都市」としての役割がさらに期待できます。

（３）あらゆる産業が有機的に結びついた活力ある都市

新市は、恵まれた自然環境を活かした農林水産業や工業、商業、観光業などあらゆる産業が有機的に結びついた都市となります。また、第一次産業の基盤をさらに強化し、他産業との新たな連携を確立することで、地域が発展し活力ある都市となる可能性が大きく広がります。

（４）世界に誇れる大自然をもつ都市

新市は、釧路湿原、阿寒摩周の2つの国立公園を有し、海、山、森林、湿原、湖沼、河川など多彩で雄大な自然に恵まれた世界に誇れる大自然をもつ都市となります。自然環境を守り、育てるとともに、地域資源として大きく価値を高めることができます。

（５）世界ブランド“くしろ”を発信する都市

新市は、2つの国立公園の他、阿寒湖のマリモやタンチョウ等の全国ブランドとして確立された貴重な自然や観光資源を有し、また、農林水産物の生産・集積など、魅力あふれる地域資源をもつ都市となります。これまで地域個々に発信してきたこれらの資源の価値を高め、世界ブランド“くしろ”として統一的に発信していくことができます。

3. 新市の将来像

新市は、「東北北海道の拠点都市」として次世代に引き継ぐ豊かで貴重な自然を守りながら、活力ある多様な産業づくりを図ることにより、住民が誇りを持ち生活することの喜びを体感できるまちづくりを目指します。そのため、新市の将来像を『豊かな自然の恵み・産業が融和した活力ある東北北海道の拠点都市』とします。

「豊かな自然の恵み・産業が融和した

活力ある東北北海道の拠点都市」

4. 将来像実現のための基本目標と施策体系

(1) 基本目標

新市の将来像を実現するため、次の7つの基本目標のもと、まちづくりを進めます。

① 地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり

新市は、恵まれた自然環境を活かし、農業、林業、水産業の第一次産業を主体として発展してきた地域です。豊かな農業生産や国内でも有数の水揚げ量を誇る日本の食料基地といえる地域であり、今後、地域が一体化することにより、安全・安心で良質な食料の供給体制が整います。

新市においては、第一次産業の基盤を強化するとともに、これまで紙パルプや石炭といった基幹産業のもとで永年にわたり培ってきた技術力と豊富な人材、さらには充実した試験研究機関の力を組み合わせ、地域産業の新しい価値を引き出す取り組みを推進します。

また、第一次、第二次、第三次産業の新たな連携を確立することで雇用の確保を図り、地域経済を活性化させることを目指します。

② 世界に誇れる大自然と共生するまちづくり

新市は、2つの国立公園を持つ都市となります。釧路湿原、阿寒摩周国立公園に代表される多彩で豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、環境都市の実現に向け、自然環境保全や循環型社会の形成を総合的に進めていきます。また、これらを活かした体験型・滞在型・通年型観光など人と自然のふれあいを促進し、自然と共生するまちづくりを目指します。

③ 世界ブランド“くしろ”を発信するまちづくり

新市は、2つの国立公園と、阿寒湖のマリモやタンチョウ等の全国ブランドとして確立された地域の魅力あふれる資源を数多く有しています。総合的、戦略的視点に立ち、世界ブランド“くしろ”を発信するとともに、新たな地域ブランドの開発に努めます。

また、こうした取り組みを通し、新市としてのイメージを大きく向上させることで、これらの地域資源を活かした観光をはじめとする産業の活性化と国際観光都市としての広がりを目指します。

④ 東北道の拠点都市としてのまちづくり

新市は、東北道の拠点都市として、情報基盤の整備を進めるなど、都市機能の向

上を図る必要があります。また、地域産業の力を高めるためにも、港湾と空港、広域幹線道路網が結び合った広域ネットワークを整備することなどにより物流をはじめとする広域交流拠点としての機能を充実する必要があります。さらに、これらの機能を活かして世界に開かれた活力あふれる都市を目指します。

⑤ 思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり

少子高齢社会の時代にあっては、地域社会とのふれあいの中で、誰もが健康で、こころ豊かに安心して住み続けることのできるまちづくりが必要です。

このため、子どもが健やかに育つ環境づくりを進め、地域での保健・医療・福祉の充実を図るとともに、一人ひとりが思いやりを持ち、ひとに優しい安心・安全なくらしの確保を目指します。

⑥ いきいきとした心豊かな人をはぐくむまちづくり

次代を担う子どもたちが豊かな心を持ち、健やかに育つためには、家庭・学校・地域社会が一体となってさまざまな教育環境づくりを進めていかなければなりません。また、地域の伝統文化を守り育てるとともに、住民の生涯学習を支援するため多様な学習機会の提供を目指します。

さらに、国際化社会に対応する人材育成のため、さまざまな分野における国際交流・協力活動の充実を目指します。

⑦ 住民と行政の協働によるまちづくり

地方分権が進むなか、多様化、高度化する住民ニーズに的確に応えていくため、これまで以上に住民とともに考え、行動し、また、計画の策定や施策の選択などの過程に住民が直接参加できる取り組みを進めていくことが必要です。このことは、地域への愛着を深め、さらに住民が一体感を持ってまちづくりへの参加意識を高めていくという好循環にもつながります。

新市のまちづくりの主役は住民です。まちづくりへの住民や団体の方々の参加促進や活動への支援などを通じ、知恵を出し合うパートナーシップのまちづくりを目指します。

(2) 施策体系

7つの基本目標に基づき、行うべき施策を体系化すると、次のとおりです。

新市のまちづくりの施策体系

将来像

豊かな自然の恵み・産業が融和した活力ある東北道の拠点都市

基本目標1 地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり

- 農業の振興
- 林業・林産業の振興
- 水産業の振興
- 鉱工業の振興
- 商業・流通業の振興
- 観光・交流の振興
- 新産業の創出
- 雇用対策の充実

基本目標2 世界に誇れる大自然と共生するまちづくり

- 環境都市“くしろ”の創造
- 自然環境の保全
- 自然公園等の適正な利用

基本目標3 世界ブランド“くしろ”を発信するまちづくり

- “くしろ”ブランドの確立と発信
- 新市イメージアップの推進

基本目標4 東北道の拠点都市としてのまちづくり

- 市街地及び都市機能の整備
- 広域交通ネットワークの整備
- 港湾・空港の整備
- 情報化の推進

基本目標5 思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり

- 保健・医療の充実
- 地域福祉の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障がい（児）者福祉の充実
- 子育て支援の充実
- 地域内交通の確保
- 公園・緑地・水辺の整備
- 住宅・宅地の整備
- 上・下水道の整備
- 環境衛生の充実
- 消防・防災体制の充実
- 交通安全・防犯体制の充実

基本目標6 いきいきとした心豊かな人をはぐくむまちづくり

- 生涯学習の推進
- 学校教育の充実
- 芸術・文化の振興
- 郷土文化の継承と創造
- スポーツの振興
- 国際化への対応と他の地域との交流の推進
- 男女共同参画社会の形成
- 人権尊重のまちづくりの推進
- コミュニティ活動の促進

基本目標7 住民と行政の協働によるまちづくり

- 住民と行政の協働のまちづくりの推進
- 地方分権に対応した行財政運営の推進
- 広域行政の推進

5. ゾーン別の整備方針

新市におけるゾーン別の整備方針は次のとおりです。

【都市拠点ゾーン】

釧路市の市街化区域は【都市拠点ゾーン】として位置付け、都市計画および都市計画マスタープランに基づき、都市機能や商業の活性化を図るゾーンとします。

＜主な地域＞釧路市

【工業ゾーン】

釧路市の臨海地区および釧白工業団地は【工業ゾーン】として位置付け、物流産業や新産業等による企業立地を図るゾーンとします。

＜主な地域＞釧路市、音別町

【酪農ゾーン】

阿寒、音別と河川の流域に広がる酪農地帯は【酪農ゾーン】として位置付け、自然との調和に配慮した酪農などの農業の振興を図るゾーンとします。

＜主な地域＞阿寒町、音別町

【森林ゾーン】

阿寒、音別のかつて大自然林であった山岳部は【森林ゾーン】として位置付け、森林の育成や保護の取り組みを行い、林業の振興を図るゾーンとします。

＜主な地域＞阿寒町、音別町

【シーサイドゾーン】

太平洋岸に面した海岸線は【シーサイドゾーン】として位置付け、豊かな漁業資源を活かした水産業の振興と、体験観光をはじめシーサイドの資源の活用を図るゾーンとします。

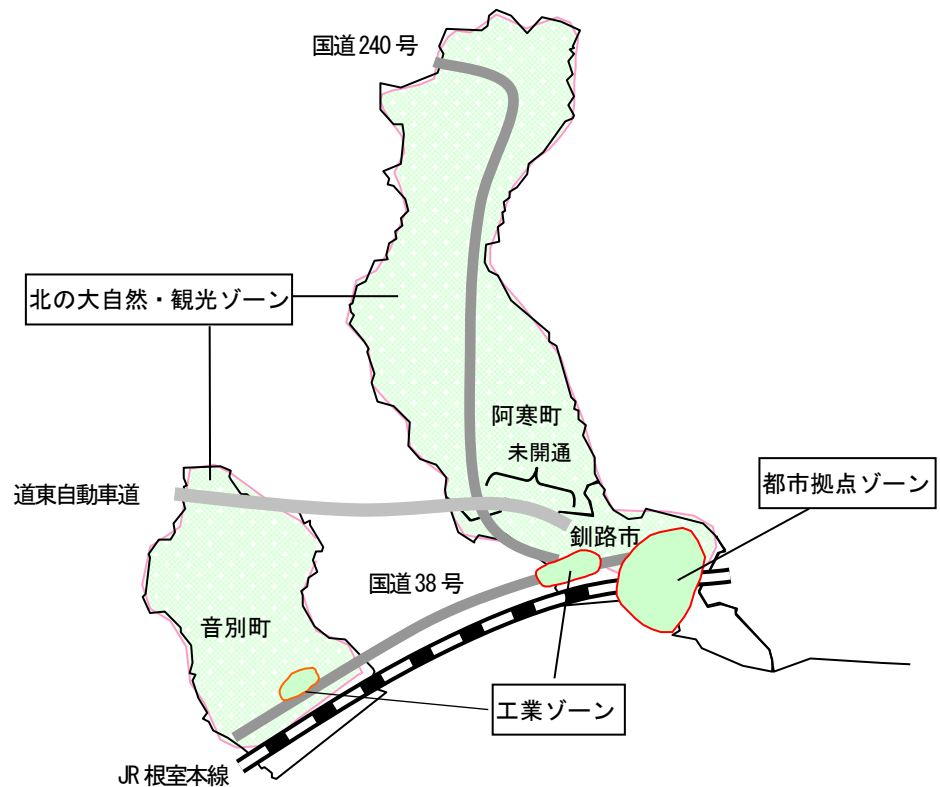
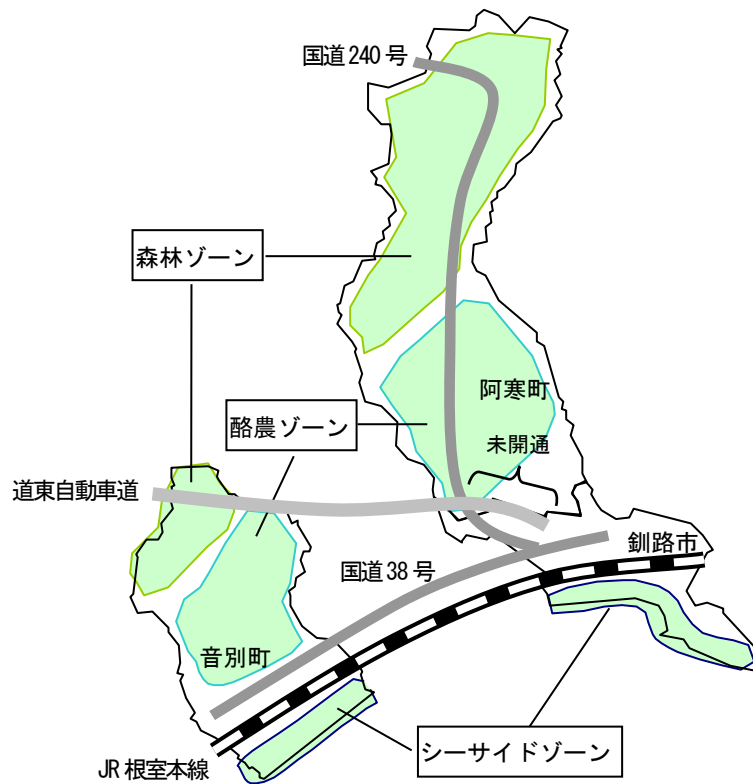
＜主な地域＞釧路市、音別町

【北の大自然・観光ゾーン】

釧路湿原、阿寒摩周の国立公園区域とその周辺は【北の大自然・観光ゾーン】として位置付け、豊かな自然環境の保全とともに、これらを活かした体験型観光など観光産業の振興、住民の憩いと交流の促進を図るゾーンとします。

＜主な地域＞釧路市、阿寒町、音別町

図 ゾーン別の整備方針



第4章 新市の施策

1. 新市建設の重点事項

新市の特性を活かし、新市の将来像を実現するためには、次項に掲載している「基本目標別主要施策」に基づき、各分野における主要事業を総合的に推進していくことが必要です。

このうち、次の5つの施策については、新市建設の重点事項として取り組んでいくこととします。

(1) 安全・安心な「食」の生産・供給基地の形成

冷涼な気候を活かした安心・安全な「食」の生産や、農林水産物の高次加工、未利用資源の有効活用の促進などにより、地域の「食」の潜在的な可能性を引き出し、安全・安心な「食」の生産・供給基地の形成を進めます。

また、「食」の生産・供給基地の形成を支える港湾・空港・道路といった広域的物流ネットワークの整備を進め、地域の産業経済の更なる発展を目指します。

(2) 自然と産業資源を活かした国際観光都市の形成

新市に展開する豊かな観光資源のネットワーク化を図るとともに、地域の自然や産業資源を観光に積極的に利用することにより、体験型・滞在型・通年型の観光の確立を図り、観光地としての魅力をさらに高めます。

また、国内外における観光プロモーションの推進、ホスピタリティ（注1）の醸成、観光ボランティアなど人材の育成に努め、国際観光都市を目指します。

(3) 地球にやさしい環境都市の創造

世界に誇れる大自然と共生する都市として、自然環境の保全や再生、自然環境に係る国際学術研究拠点の形成、森林環境の活用などによる自然とのふれあい空間の整備を進めます。

（注1）ホスピタリティ
もてなしの心。

また、地球環境の保全や循環型社会の形成を図るため、総合的な環境保全の取り組みを進めるとともに、地域の産業集積の条件や港湾機能等を活かした、地球に優しい新エネルギーの導入や環境リサイクルに積極的に取り組みます。

（４）安心して暮らせる地域医療機能の充実

誰もが高度な医療サービスを楽しむことができるよう、基幹病院である市立釧路総合病院の整備・機能充実を進めるとともに、地域の病院、診療所との連携を強化し、安心して暮らせる地域医療機能の充実を図ります。

また、ヘリポートの整備や交通ネットワークの形成などにより、医療機関が集積している都心部への搬送体制を整え、救急医療の充実を図ります。

（５）地域の可能性を高める情報化の推進

高度情報通信基盤の整備や情報ネットワークの構築を推進し、行政諸手続きへの活用等、住民の利便性の向上を図るとともに、防災、地域医療、教育など、さまざまな分野における情報化を推進します。

また、産業支援機能の強化により、地域産業の振興を図ります。

2. 基本目標別主要施策

(1) 地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり

① 農業の振興

農業については、新市の基幹産業としての位置づけをさらに明確にし、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、明日の新市の農業を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図り、農業生産体制の再編強化に努めます。

また、農業関係機関・団体と一体となった営農指導等により、農畜産物の生産性の向上や安全・安心な生産流通体制の強化、加工特産品づくりの充実等を促進します。

さらに、家畜ふん尿をはじめとする農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進など環境にやさしい農業の展開、情報化施策と連動した農業の情報化、さらには都市と農村との交流を図り、新たな時代に即した魅力ある農業の実現と農業の持つ多面的な機能の活用に努めます。

【主要事業】

- 農道の整備
- 農地の整備促進
- 農業経営基盤の強化
- エゾシカ総合対策の推進（再掲）⇒(1)②
- BSE（注2）対策等、家畜防疫の推進
- 担い手の育成・確保対策の推進
- 酪農ヘルパー制度の充実と利用促進
- 乳牛資質の向上対策の推進
- 産学官の連携による加工特産品づくりの推進（再掲）⇒(1)⑦
- 家畜ふん尿処理・リサイクル対策の推進
- グリーンツーリズム（注3）事業の推進

② 林業・林産業の振興

林業・林産業については、森林が将来にわたって適正に管理され、産業としての

（注2）BSE

牛海綿状脳症。

（注3）グリーンツーリズム

農山村における滞在型の余暇活動。

木材生産・加工機能が維持・充実されるとともに、多面的な機能が持続的に発揮できるよう、林道網の整備など林業生産基盤の充実を進めながら、林業関係者の合意形成のもと、合理的・効率的な森林施業を促進し、総合的な森林整備を進めます。

また、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全の視点に立ち、森林の保全及び育成、治山施設の整備促進に努めるほか、森林・林業体験や環境学習、レクリエーションの場として活用し、森林空間の総合的利用を図ります。

【主要事業】

- 林道の整備
- 市有林の整備
- 私有林の整備促進
- エゾシカ総合対策の推進
- 森林空間の総合的利用
- 地元材の利用促進
- 林産物加工試験研究施設の整備
- 産学官の連携による加工特産品づくりの推進（再掲）⇒(1)⑦
- 山菜生産の振興
- 治山事業の促進

③ 水産業の振興

水産業については、大きなウエイトを占める基幹産業の一つとして、漁業生産の基盤となる漁港及び漁港関連施設の整備充実、国際漁業秩序に対応した漁業管理体制の構築等を進めながら、漁場環境の保全や増養殖事業、中間育成事業の充実をはじめとする資源管理型漁業の推進や栽培漁業の充実に努めるとともに、湖沼における内水面漁業の充実に努めます。

また、経営体や担い手の育成・確保対策の強化をはじめ、住民や観光客が漁業とふれあう場の整備、快適な漁村生活環境の整備など、多面的な取り組みを進めます。

水産加工業については、水産加工関連施設の整備充実や産学官の連携等による研究開発・流通体制の強化、水産廃棄物の処理・活用体制の充実等を進め、加工技術の高度化や新たな加工特産品の開発等により、一層の販路拡大を促進します。

【主要事業】

- 漁港及び漁港関連施設の整備促進
- 海上保安体制の強化促進

- 地域水産業の安定振興施策の促進
- 内水面漁業の振興
- 雑海藻等駆除事業の促進
- 増養殖事業の促進
- 中間育成施設の整備
- 水産物加工研究開発施設の整備
- 産学官の連携による加工特産品づくりの推進（再掲）⇒(1)⑦
- 水産廃棄物処理・活用施設の整備促進

④ 鉱工業の振興

石炭鉱業については、関係機関との連携のもと、その存続に向けた取り組みを展開するとともに、産炭地域の振興に努めます。

工業については、工業支援・研究開発の体制及び関連施設の整備充実、産学官及び産業間の連携強化を進め、既存企業の体質強化や新規事業の展開を促進します。

また、工業ゾーンを中心とした産業立地基盤の充実・確保を図り、新市の特性に即した企業の立地を促進します。

【主要事業】

- 石炭関連企業への支援施策の促進
- 産炭地域振興対策の促進
- DME（注4）実用化の推進
- 工業支援・研究開発関連施設の整備・機能強化
- 大学等高等教育機関の充実促進（再掲）⇒(4)①
- 工業用地の確保及び工業用水安定供給対策の推進
- 企業誘致活動の充実

⑤ 商業・流通業の振興

消費者ニーズの多様化、高度化や販売競争の激化などの商業環境の変化に対応し、関係機関との連携のもと、地域に密着したサービスの展開、IT時代に即した販売展開等を促進していくことができるよう、既存商店街について、市街地整備等と一体となった環境・景観整備や共同事業の促進に努め、人々が行き交うにぎわいの場の再生と創造を進めます。

（注4）DME

ジメチルエーテル。噴射剤等として利用され、注目されている次世代型の新燃料。

また、道東の物流拠点として、流通機能の高度化、効率化に向けた施設・機能整備を進めます。

【主要事業】

- 各種融資制度・助成制度の充実
- 空き店舗対策の推進
- 商店街の環境・景観整備の推進
- 釧路駅周辺及び都心部商店街の整備（再掲）⇒(4)①
- 総合的な流通関連施設の整備促進

⑥ 観光・交流の振興

多種・多様化し、かつ質を重視する傾向を強める観光・交流ニーズに応えられる体験型・滞在型・通年型の世界に誇れる一大観光・交流拠点都市の形成を目指し、多面的な取り組みを総合的、積極的に進めます。

このため、世界ブランドとして確立された貴重な自然をはじめとする既存の観光・交流資源の魅力を一層高めていくとともに、新市ならではの産業、自然、文化、芸術、グルメ等を活用した新たな観光・交流拠点の創出や魅力ある市内周遊ルート等の整備、国際観光、国際交流を見据えた観光・コンベンション関連施設の整備充実等を進めます。

また、観光・交流イベントや祭りの充実、国内外に向けた観光PR活動の強化、各種大会や合宿、修学旅行等の誘致、農林水産業と連携した観光の展開を推進するとともに、住民のホスピタリティの醸成を図り、交流人口の増加と地域活性化を進めます。

【主要事業】

- 体験型・滞在型・通年型の観光の推進
- グリーンツーリズム事業の推進（再掲）⇒(1)①
- エコツーリズム（注5）の推進（再掲）⇒(2)③
- 食をテーマにした観光の推進（再掲）⇒(3)①
- 温泉地活性化の推進
- 国立公園整備事業等の推進（再掲）⇒(2)③
- 観光（情報）関連施設の整備（再掲）⇒(3)①
- 駅舎及び駅前整備

（注5）エコツーリズム

地域の自然環境や伝統的な文化を保全しつつ、体験する旅。

- 道の駅の整備
- 特産品開発体制の充実と販売拠点施設の整備 （再掲）⇒(3)①
- マリモ・タンチョウに関する調査研究・観察拠点施設の整備 （再掲）⇒(3)①
- 魅力ある市内周遊ルートの整備
- 新たな観光ルートの整備 （再掲）⇒(3)①
- 観光イベントの開催促進
- 観光PR活動の強化
- 各種大会、合宿、修学旅行等の誘致
- 住民向け観光講座の開催、観光ボランティアの養成・確保

⑦ 新産業の創出

新市ならではの多様な資源やこれまでに蓄積された高度な技術、潜在力を生かし、産業クラスター（注6）の考え方も取り入れながら、産業支援・研究開発の体制の強化や産学官及び産業間の連携強化を進め、新製品の開発や事業化の取り組み、新規起業の取り組みを支援するなど、新たな雇用の創出に努めます。

また、体験型観光や環境リサイクルの推進等、今後成長が期待される分野において新産業の創出・育成に努めるほか、NPO（注7）等の団体や住民、事業者などが主体となったコミュニティビジネス（注8）の形成を支援していきます。

【主要事業】

- 新産業創出に向けた産業支援・研究開発体制及び施設の充実
- 工業支援・研究開発関連施設の整備・機能強化 （再掲）⇒(1)④
- 産学官・産業間のネットワークの形成促進
- 産学官の連携による加工特産品づくりの推進
- 特産品開発体制の充実と販売拠点施設の整備 （再掲）⇒(3)①
- エコツーリズムの推進 （再掲）⇒(2)③
- 起業家に対する支援施策の推進
- 企業誘致活動の充実 （再掲）⇒(1)④
- コミュニティビジネス形成支援制度の確立

（注6）産業クラスター

取引、技術、情報、人材等の面で連結している産業の群れ。道内各地で新たなクラスター創造の動きが起きている。

（注7）NPO

民間非営利組織。

（注8）コミュニティビジネス

NPO等の地元団体や住民、事業者自らが社会サービスの提供や商品の製造・販売等を行い、地域雇用の拡大をもたらす地域密着型の事業活動。

⑧ 雇用対策の充実

各種産業振興施策や新産業創出施策を積極的に推進し、農林水産業や関連加工業、観光産業、流通業等をはじめとする多様で魅力ある雇用の場の創出・拡充に努めるとともに、公共職業安定所や職業訓練機関、高等教育機関など関係機関との連携のもと、新市一体となった就職相談や情報の収集・提供、時代に即した人材育成・研修機能の強化を図り、若年労働者の地元就職及びU・J・Iターン（注9）の促進、高齢者や女性・障がい者などの雇用促進に努めます。

また、勤労者福祉関連施設の整備充実や各種余暇情報の提供など福利厚生機能の充実を進め、すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに努めます。

【主要事業】

- 職業訓練機関の充実促進
- 就職相談の強化、雇用情報の収集・提供
- 人材育成・研修機能の強化
- 高齢者・女性・障がい者雇用の促進
- 勤労者福祉の促進
- 勤労者福祉関連施設の整備及び利用促進

（注9）U・J・Iターン

Uターンは、進学や就職で一度地方から出た人が、再び地方へ戻って就職又は転職をすること。Jターンは、一度地方を出て都会へ出た人が、出身地ではない地方（出身地と都会の中間地点）で就職又は転職をすること。Iターンは、東京など都会の出身者が地方で就職又は転職をすること。

(2) 世界に誇れる大自然と共生するまちづくり

① 環境都市“くしろ”の創造

地球環境の保全や循環型社会の形成等の社会的要請に対応し、環境を総合的にとらえた施策を推進するため、世界に誇れる大自然と共生する新市として、「環境都市“くしろ”」の創造を進めます。

このため、全市的な環境保全の指針のもと、行政自らの率先的な環境保全活動の推進をはじめ、環境情報の収集・提供や環境学習の推進、地球環境保全までを含めたあらゆる分野における環境問題への適切な対応、新エネルギーの導入、資源循環型社会の構築に向けた取り組み、さらには住民や事業者の主体的な環境保全活動の促進など、あらゆる主体の参画による総合的な環境保全の取り組みを推進します。

また、わが国最大の湿原である釧路湿原は、国立公園であると同時にラムサール条約登録湿地として国際的にも高い評価を得ています。国、北海道及び関係国際機関との連携を強化し、その保全と賢明な利用を進めるとともに、この取り組みを核として、自然環境分野での国際的な協力・連携を進めます。

【主要事業】

- 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進
 - 行政自らの率先的な環境保全活動の推進
 - 公害の未然防止
 - 新エネルギー導入の取り組みの推進
 - 浄水汚泥処理施設、下水道汚泥乾燥処理施設の整備と汚泥の有効利用の推進
- (再掲) ⇒(5)⑨
- 環境保全に関わる住民啓発の推進
 - 環境保全に関する国際協力活動の推進

② 自然環境の保全

釧路湿原や阿寒湖、マリモ、タンチョウに代表される世界に誇れる貴重な自然環境・景観を保全するため、住民一人ひとりの自然保護意識の高揚を図ります。

また、住民参画のもと、自然環境の調査体制や野生生物の生息・生育環境の保全・再生体制の確立を図り、自然生態系の保全及び自然再生を進めます。

【主要事業】

- 自然生態系に関する調査・研究、保全・再生体制の確立
- 釧路湿原における自然再生事業の促進

③ 自然公園等の適正な利用

釧路湿原国立公園や阿寒摩周国立公園等の自然公園について、国、北海道及び関係機関・団体等との連携のもと、適切な形での自然体験・環境学習の場、観光・交流の場、レクリエーションの場、いこいの場等としての利用を進め、住民や観光客が自然と適切にふれあえる場や機会の拡充を図ります。

【主要事業】

- 国立公園整備事業等の推進
- 自然解説員等ボランティアの育成
- 自然ふれあい施設等の整備
- エコツーリズムの推進

(3) 世界ブランド“くしろ”を発信するまちづくり

① “くしろ”ブランドの確立と発信

釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園の2つの国立公園や、阿寒湖のマリモ、タンチョウといった世界ブランドをはじめ、魚介類や水産加工品、乳製品、林産品など新市が誇る多様かつ特色ある地域資源を活用し、“くしろ”ブランドの一層の魅力化と新規開発を進めるとともに、国内外に向けて総合的、戦略的に発信し、特産品の販路拡大や新産業の形成をはじめとする新市の新たな活力の創出につなげていきます。

このため、国、北海道及び関係機関等との連携のもと、国立公園等の保全・整備はもとより、観光情報関連施設や特産品開発・販売施設、自然観察・体験交流拠点施設等の整備、地域資源を活用した特色ある公園施設の整備や新たな観光ルートの整備等を進め、情報化施策との連動のもと、新市一体となった“くしろ”ブランドの全国・世界への情報発信を推進していきます。

【主要事業】

- 食をテーマにした観光の推進
- 国立公園整備事業等の推進（再掲）⇒(2)③
- 観光（情報）関連施設の整備
- 特産品開発体制の充実と販売拠点施設の整備
- マリモ・タンチョウに関する調査研究・観察拠点施設の整備
- 新たな観光ルートの整備
- 魅力ある市内周遊ルートの整備（再掲）⇒(1)⑥
- “くしろ”ブランドの情報発信

② 新市イメージアップの推進

新市としての対外的なイメージアップと住民の一体感の醸成を図るため、総合的なC I（注10）関連施策を推進し、“くしろ”ブランドの地域資源を活用した案内板等のデザインの統一をはじめ、ハード・ソフト両面から各種イメージアップ施策の展開を図ります。

また、「ふるさと会」等の新市出身者の組織活動への支援やアンテナショップ（注

（注10）C I

コーポレートアイデンティティの略。視覚・行動・精神面での統一を図り、イメージアップを図ること。

11) の開設・充実等により、大都市部におけるイメージアップ活動や特産品販売活動等の展開を図り、新市としての一体的なイメージの確立・定着化に努めます。

【主要事業】

- 新市の統一イメージづくり
- 「ふるさと会」等新市出身者による組織活動への支援
- 大都市圏におけるアンテナショップの開設・充実

(注11) アンテナショップ

情報収集や実験等を目的に直営方式で展開する店舗。

（４）東北北海道の拠点都市としてのまちづくり

① 市街地及び都市機能の整備

人々が集う魅力ある市街地環境の創出に向け、既成市街地の再整備等により住環境の向上及び都市施設の整備を図るとともに、中心市街地と周辺市街地との適正な機能分担・連携強化に努めます。

また、東北北海道の拠点都市としての都市機能の強化を図るため、都市拠点ゾーンを中心に、行政拠点機能をはじめ、商業・業務機能、交通・情報拠点機能、教育・文化機能、国際交流・コンベンション（注12）機能、試験研究・産業支援機能、高度医療機能等の多様な拠点機能の誘導・集積を進めます。

【主要事業】

- 行政拠点施設の整備促進
- 釧路駅周辺及び都心部商店街の整備
- 大学等高等教育機関の充実促進
- 広域拠点スポーツ施設の整備促進
- 高度専門医療機能の充実促進

② 広域交通ネットワークの整備

道央及び道東各圏域と結び、高速交通ネットワークを形成する北海道横断自動車道や地域高規格道路をはじめ、国・道道など、広域幹線道路網の整備を促進します。

また、住民ニーズに即し、関係機関との連携のもと、ＪＲ根室本線・釧網本線や都市間バスなどの利便性向上を促進していきます。

【主要事業】

- 高速交通ネットワークの形成
- 一般国道の整備促進
- 道道の整備促進
- ＪＲ根室本線・釧網本線の利便性の向上

③ 港湾・空港の整備

世界に開かれた交流拠点としての機能を一層強化するため、東北北海道の物流拠点港である釧路港の整備促進及び環境と共生する港湾づくりの推進を図るほか、特定

（注12）コンベンション
会議、大会。

重要港湾への昇格に向けた取り組みや、広域幹線道路網とアクセスする臨港道路の整備を進めます。

また、東北海道の空の玄関である釧路空港の整備及び国内航空路線の拡充、国際便の就航等を促進していきます。

【主要事業】

- 釧路港の整備促進
- 環境と共生するエコポート（注13）づくりの推進
- 釧路港の特定重要港湾への昇格
- 釧路空港の整備促進
- 釧路空港の国内航空路線の拡充促進
- 釧路空港の国際化の促進

④ 情報化の推進

I T（注14）時代の到来により高度情報化が一層進展する中、住民サービスの向上と地域の振興に向け、全道的な整備動向も踏まえながら、行政内部の情報化をはじめ、高度情報通信基盤の整備及び多様な分野における情報ネットワークの構築を図り、新市全体の情報化を進めます。

また、啓発活動の推進や学習機会の拡充等を通じ、住民及び職員の意識啓発と情報活用能力の向上を進め、高度情報化社会に即した人材の育成に努めます。

【主要事業】

- 情報化に関する総合的な計画の策定
- 光ファイバ（注15）網等の高度情報通信基盤の整備
- 行政情報化の推進
- 多様な分野における情報ネットワークの構築
- 情報セキュリティ（注16）対策の推進
- 高度情報化社会に対応した人材の育成

（注13）エコポート

海域環境、水生生物の生息環境に配慮した施設整備を行う、環境にやさしい港湾。

（注14）I T

情報技術。

（注15）光ファイバ

細いガラス繊維の透明なケーブル。大容量・超高速通信には不可欠な伝送媒体。

（注16）セキュリティ

安全、保護。

(5) 思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり

① 保健・医療の充実

住民一人ひとりが健康寿命（認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間）を伸ばし、生涯にわたって心豊かに安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携強化のもと、住民の健康管理意識の高揚と自主的・主体的な健康づくりを促進します。

また、子どもが健やかに生まれ育つための母子保健の充実や、生活習慣病予防及び介護予防を柱とした成人・老人保健の充実等、保健サービスの推進に努めます。

さらに、ますます高度化、多様化する医療ニーズや救急・休日・夜間等の医療需要に応えられるよう、医療施設の整備充実を進めるとともに、医療機関等との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

【主要事業】

- 健康づくりに関する住民啓発と各種健康づくり事業の推進
- 健康情報システムの構築
- 母子保健事業の充実
- 成人・老人保健事業の充実
- 精神保健・難病・感染症対策の充実
- 安心して医療を受けられるための医療対策の推進
- 医療施設の整備
- 高度専門医療機能の充実促進（再掲）⇒(4)①
- 救急医療体制、休日・夜間等の地域医療体制の整備

② 地域福祉の充実

すべての住民が住み慣れた地域で支え合いながら暮らすことができる、思いやりのある優しい社会づくりを目指して、福祉教育や啓発活動を通じ、住民一人ひとりの「助け合う心」の一層の定着に努めるとともに、地域福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会、各種福祉団体や民生・児童委員の活動支援、ボランティア団体の育成・ネットワーク化、さらには身近な地域社会における福祉体制づくりを進めます。

【主要事業】

- 福祉教育、啓発活動の推進

- 社会福祉協議会等への支援
- 民生・児童委員の活動への支援

③ 高齢者福祉の充実

本格的な高齢社会に対応し、高齢者に対する自立・生活支援サービスの充実、寝たきり・認知症の予防など介護が必要な状態にならないための健康づくり施策の強化、老人クラブ活動の支援等による高齢者のいきがい対策、シルバーパワーの活用を進めます。

また、民間事業者等の多様な主体とともに訪問介護、通所介護をはじめとする各種介護サービスの充実を図るほか、高齢者保健・福祉・介護関連施設の整備充実、啓発・相談体制の充実、関係機関・組織や民間事業者との連携強化、必要な人材の確保など、総合的なサービス提供基盤の強化を図ります。

【主要事業】

- 高齢者の健康づくり施策の推進
- 高齢者のいきがい対策の推進
- 各種介護サービスの充実
- 高齢者保健・福祉・介護関連施設の整備・機能強化
- 緊急通報システムの整備

④ 障がい（児）者福祉の充実

誰もが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方（ノーマライゼーション）に立脚し、社会参加の促進、人にやさしいバリアフリーのまちづくりなど、あらゆる分野で障がい（児）者に配慮した施策を推進していきます。

このため、啓発・広報活動、交流活動等を通じて障がい者に対する住民の理解を深めていくとともに、総合的な相談・情報提供体制の整備や民間施設等の活用による保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。

【主要事業】

- 住民啓発、福祉教育、交流活動の推進
- 総合相談・情報提供体制の整備
- 関連団体及び活動への支援
- 障がい（児）者福祉サービスの充実
- 障がい者の就労機会への支援

⑤ 子育て支援の充実

家庭や地域の子育て機能を支えるとともに、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまちづくりを総合的に推進します。

このため、保育施設の整備充実や多様化する保育ニーズに即した保育内容の充実、子育てに関わる相談・学習・交流機能の充実をはじめ、若い世代や職場で働く女性が安心して子育てができる環境・条件の整備を進めます。

【主要事業】

- 児童館等の整備
- 保育サービスの充実
- 相談・学習・交流機能の充実
- 児童虐待の防止
- ひとり親家庭への支援

⑥ 地域内交通の確保

高速道路や国・道道等の広域幹線道路網との連携や機能分担に配慮しながら、市内の各地域間を結ぶ幹線市道や身近な生活道路の改良・舗装を計画的、効率的に進めます。

道路の整備に当たっては、交通安全施設の設置はもとより、防災面や福祉面、環境・景観面等にも配慮した道づくりに努めるほか、冬期間の交通及び安全性の確保に努めます。

また、地方生活バス路線の維持・確保、利便性の向上に努めます。

【主要事業】

- 幹線市道の整備
- 生活道路の整備
- 自転車道の整備
- 冬道対策の充実
- 地方生活バス路線の維持・確保、利便性の向上促進

⑦ 公園・緑地・水辺の整備

住民が自然とふれあいながら気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ、いこえる場、子どもが安心して遊べる場を確保するため、身近な公園の整備を図ります。

また、市内外の人々の交流・レクリエーション・自然体験の場として、海岸や河川周辺、森林、歴史資源等を活用した、観光・交流機能も併せ持つ特色ある公園・緑地、親水空間の整備を進めます。さらに、遊歩道の整備等による公園・緑地・水辺等のネットワーク化や住民参加による緑化・花づくり運動の促進に努め、自然資源を活かした水と緑に包まれた快適な環境づくりを進めます。

また、河川の整備や河川管理体制の強化などの治水対策、排水路の整備、海岸の保全対策を促進し、安心・安全な暮らしの確保に努めます。

【主要事業】

- 公園の整備
- 河川・海岸周辺を活用した親水公園・緑地の整備
- 緑のネットワークの整備
- 花と緑のまちづくりの推進
- 河川改修事業の推進
- 海岸保全対策の促進

⑧ 住宅・宅地の整備

快適な居住環境づくりと定住の促進に向けて、多様な住民ニーズや地域特性に即した魅力ある良質な宅地の形成や住宅の建設を促進するとともに、美しい街並みづくりに努めます。

また、安全な住環境を確保するため、急傾斜地・がけ地対策等の促進に努めます。

さらに、高齢者・障がい者等への配慮等や若年層の定住促進といった視点を取り入れながら、公営住宅の整備など総合的な住宅対策を進めます。

【主要事業】

- 自然条件を活かした居住環境づくりの推進
- 急傾斜地崩壊対策の促進
- 公営住宅の建設等の推進

⑨ 上・下水道の整備

安全で安心な水の安定供給を図るため、良質な水源の確保・保全を図りながら、施設の老朽化や耐震化等への対応を踏まえ、浄水場や配水管をはじめとする各種水道施設の整備を計画的に推進するとともに、高度浄水処理による水質の維持・向上に努めます。

また、快適で住みよい居住環境を確保するため、各地域の条件に応じて公共下水道及び集落排水施設の整備や更新、合併処理浄化槽の設置促進など下水・生活排水処理施設の早期整備に努め、新市全体における下水道及び水洗化普及率の向上を図ります。

さらに、優れた自然環境の保全や資源循環型社会の構築など、自然と共生するまちづくりを進めるためにも、汚泥処理施設の整備により、浄水場や下水道処理場から排出される汚泥の減量化と再資源化による有効利用を図るとともに、下水道の合流改善事業を計画的に推進し都市環境の保持に努めます。

【主要事業】

- 水質管理体制の強化と水道の高度浄水処理の推進
- 水道施設の整備更新・耐震化の推進
- 浄水汚泥処理施設、下水道汚泥乾燥処理施設の整備と汚泥の有効利用の推進
- 下水道各種施設の整備更新・耐震化の推進
- 下水道の合流改善事業の推進

⑩ 環境衛生の充実

ごみ処理については、リサイクル関連法等に基づき、新市としての一体的な収集体制及び処理・処分体制の確立に努めます。また、住民や事業者への意識啓発を積極的に行いながら、分別排出の徹底や生ごみの再資源化、自主的なリサイクル運動の促進によるごみの減量化、不法投棄の防止、さらには産業廃棄物の適正処理の促進に努め、循環型社会の形成を進めます。

し尿処理については、下水道事業の進捗状況を踏まえながら、収集・処理体制の効率化に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理の指導に努めます。

また、墓地及び火葬場については、今後の住民ニーズに応じ、施設や周辺環境の整備を計画的に進めていきます。

【主要事業】

- ごみ焼却・処分施設、リサイクル関連施設の整備
- ごみ分別・減量化・リサイクルに関わる住民啓発の推進
- 分別収集体制の確立
- 不法投棄の監視・適正処理対策の推進
- 産業廃棄物の適正処理・リサイクルに関わる事業者等への指導・啓発の推進
- し尿処理対策の推進

○墓地・火葬場施設及び周辺環境の整備

⑪ 消防・防災体制の充実

釧路沖地震や北海道東方沖地震、十勝沖地震の教訓を踏まえ、地震をはじめ火災、風水害などのあらゆる災害からかけがえのない住民の生命や財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを総合的に進めます。

このため、消防力の強化や救急搬送体制の充実など、消防・救急体制の一層の充実に努めるとともに、新市としての地域防災計画に基づき、行政、防災関係機関、住民が一体となった総合的な防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを進めます。

【主要事業】

- 消防・救急施設、設備の整備
- 防災対策の推進
- 雌阿寒岳火山観測体制の整備促進

⑫ 交通安全・防犯体制の充実

交通安全教育や啓発活動を積極的に展開して住民の交通安全意識や交通マナーの高揚を図るとともに、歩道の設置をはじめとする交通安全施設等の整備を計画的に進め、安全な道路環境づくりに努めます。

また、啓発活動等を通じて住民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの暴力追放運動や青少年の非行防止活動をはじめ、各種防犯安全活動の促進に努めます。

【主要事業】

- 交通安全教育、住民啓発の推進
- 交通安全施設等の整備
- 暴力追放、防犯に関わる住民啓発の推進
- 防犯・街路灯の整備

(6) いきいきとした心豊かな人をはぐくむまちづくり

① 生涯学習の推進

生涯の各期における幅広いニーズに即した総合的な学習環境の整備を図り、生涯学習社会の確立を進めます。

このため、全市的な生涯学習推進体制の整備のもと、活動拠点となる生涯学習関連施設の整備充実や有効活用をはじめ、人材登録・活用システムの確立、情報化施策とも連動した多様な学習情報の提供体制の整備等を図り生涯学習の基盤整備を進めるとともに、多彩で特色ある生涯学習プログラムの整備を進め、学習機会の拡充に努めます。

【主要事業】

- 生涯学習関連施設の整備
- 生涯学習推進体制の充実
- 生涯学習プログラムの整備
- 学習機会の拡充
- 青少年の健全育成

② 学校教育の充実

明日の新市を担う子どもたちが、生きる力と豊かな心を育み、心身共にたくましい人間として成長していくことができるよう、幼児教育の充実に努めるとともに、義務教育においては、特色ある教育・特色ある学校づくり、社会の変化に主体的に対応できる力や豊かな心を育む教育を一層推進します。

また、学校施設・設備の計画的な整備充実を図り、快適な教育環境の確保に努めるとともに、家庭や地域、学校との連携を図りながら、総合的な教育環境の整備を進めます。

高等学校教育についても、地域に密着した個性ある学校づくりや社会変化に対応した教育内容の充実をはじめ、施設・設備の充実を進めていくほか、私学の振興を図ります。

また、大学等の高等教育機関の充実及び地域社会との連携強化を促進していきます。

【主要事業】

- 幼児教育の充実
- 特色ある学校づくりの推進

- 小・中学校施設の整備
- 障がい児教育の充実
- 学校給食施設の整備
- 就学援助・通学対策の推進
- 高等学校教育の充実
- 大学等高等教育機関の充実促進（再掲）⇒(4)①

③ 芸術・文化の振興

文化のかおり高いまちづくりを進めていくため、各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、住民の自主的な芸術・文化活動の一層の活性化を促進していくとともに、多様な芸術・文化に接する機会や活動成果を発表する機会の拡充、活動施設の整備充実、指導者の確保・育成等に努めるなど、総合的な文化環境の整備を進めていきます。

【主要事業】

- 各種芸術・文化活動への支援
- 芸術・文化の鑑賞・発表機会の充実
- 芸術・文化関連施設の整備

④ 郷土文化の継承と創造

地域風土や郷土芸能、伝統行事、祭りなど、それぞれの地域の伝統・文化を尊重し、コミュニティの交流、世代間交流等により郷土文化の継承を促進していきます。

また、国指定の史跡や天然記念物、アイヌ文化をはじめ、市内に数多く存在する有形・無形の貴重な文化財の調査と保存・活用を進めるとともに、展示・学習施設、文化伝承施設の整備充実・活用を図り、より多くの人々が新市の歴史や文化にふれあえる場や機会の提供に努めます。

【主要事業】

- 郷土芸能、伝統行事、祭り等の保存・伝承
- 指定文化財等の保存調査と適正保護の推進
- アイヌ文化の保存・振興施策の推進

⑤ スポーツの振興

住民一人ひとりが生涯にわたってそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツに気

軽に親しみ、健康・体力の維持・増進及び住民相互の交流が図られるよう、各種スポーツ施設の整備充実や管理運営体制の充実に努めるとともに、北海道と連携し、国際・全国・全道規模の大会を開催できる広域拠点スポーツ施設としての総合体育館の整備を促進します。

また、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の発掘・養成、スポーツ教室・大会の充実、総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツ情報の収集・提供など、日常的にスポーツに親しめる場と機会の充実に努めます。

【主要事業】

- 各種スポーツ施設の整備
- 広域拠点スポーツ施設の整備促進（再掲）⇒(4)①
- 各種スポーツ団体・クラブの育成・支援
- 総合型地域スポーツクラブの育成の推進
- 競技スポーツの振興
- 生涯スポーツの振興

⑥ 国際化への対応と他の地域との交流の推進

国際化の一層の進展に対応し、学校教育や生涯学習の場において、国際性豊かな人材の育成を進めるとともに、国外姉妹都市等との交流や多様な分野における国際協力活動の展開、外国人住民との身近な交流等を促進します。

また、外国人住民のまちづくりへの参画を促進するほか、あらゆる分野で外国人が暮らしやすく行動しやすい世界に開かれたまちづくりを進めます。

さらに、国内姉妹都市をはじめとする他市町村や学校等との交流や、特色ある交流イベントの開催を進め、地域の活性化や他地域との交流の推進に役立てていきます。

【主要事業】

- 国際交流を担う人材の育成
- 姉妹都市、友好都市等との交流事業の推進
- 海外技術協力の推進及び国際協力活動への支援体制の整備
- 地域国際化の推進

⑦ 男女共同参画社会の形成

男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画し、そ

それぞれの個性や能力を十分に発揮して、主体性を持った生き方ができるよう、総合的な指針のもと、女性の社会参加機会の拡充を進めるなど、男女共同参画社会の形成を進めます。

【主要事業】

- 住民等への啓発の推進
- 女性の社会参加の拡充

⑧ 人権尊重のまちづくりの推進

社会を構成するさまざまな人々がその持てる能力を十分に発揮することができるよう、人権意識の高揚を図るとともに、ノーマライゼーションの理念や敬老精神の高揚などを図り、お互いを尊重し、助け合うまちづくりを進めます。

【主要事業】

- 人権教育の推進
- 啓発活動の推進

⑨ コミュニティ活動の促進

住民相互やコミュニティ間の交流・連携を活発にして、新市としての一体感の高揚を図るとともに、身近な活動拠点となる施設の整備充実や自主管理・運営の促進、コミュニティリーダーの育成、さらには自主的な活動や個性あるコミュニティづくりに対する支援など、地域からの創意と工夫によるまちづくりが自主的・主体的に展開できる環境づくりを進めます。

【主要事業】

- 住民相互やコミュニティ間の交流の推進
- コミュニティ活動拠点施設の整備
- 個性あるコミュニティ活動への支援

(7) 住民と行政の協働によるまちづくり

① 住民と行政の協働のまちづくりの推進

住民と行政との新たなパートナーシップ(注17)の確立のもと、協働のまちづくりを進めるため、情報公開制度の円滑な運用を図るとともに、さまざまな機会を通じ行政の仕組みやまちづくりに関わる情報の提供や意識啓発、学習機会の提供を行います。

また、新市の各種計画の策定や実施・点検・見直し、施設の管理・運営等への住民の参画・民間の参入を積極的に推進するとともに、多様な住民団体やボランティア、NPOの育成・支援とその企画・立案によるまちづくり事業の展開を支援します。

【主要事業】

- 情報公開の推進
- 広報・広聴活動の充実
- 住民参加の推進
- ボランティア、NPOまちづくり活動への支援

② 地方分権に対応した行財政運営の推進

行財政基盤の強化や行政能力の向上等により、地方分権時代に対応した自立した自治体経営を確立します。

また、合併後の長期的な財政状況の展望のもと、あらゆる分野にわたる経費の節減や自主財源の確保・拡充に努めるとともに、重要度や緊急度、優先度に応じた財源の重点配分に努め、限られた財源で最大の効果を上げられるよう計画的、効率的な財政運営を推進します。

さらに、広大かつ飛び地を含むという新市の地理的特性を考慮し、行政センターの配置や情報通信基盤の整備等により、新市の均衡ある発展を目指します。

また、各地域における住民サービスの向上のため、地域協議会の設置など地域住民の意見をまちづくりに反映させる仕組みづくりを進めます。

【主要事業】

- 行財政改革の推進
- 行政情報化の推進 (再掲) ⇒(4)④

(注17) パートナーシップ
提携・協力関係。

- 行政評価制度の導入
- 公共施設整備等における P F I（注18）の導入
- 庁舎等の整備

③ 広域行政の推進

新市の枠組みを越えたより広い視野から、釧路総合振興局管内、根室圏、オホーツク圏、十勝圏との連携を強化し、相互の役割・機能の分担を図りながら、東北海道の一体的な発展に向けた取り組みを進めます。

【主要事業】

- 東北海道の発展に向けた諸事業の推進

（注18） P F I

社会資本整備などの公共サービス供給を民間主導型で行う事業方式。

3. 新市における北海道事業の必要性

新市は、「豊かな自然の恵み・産業が融和した活力ある東北海道の拠点都市」という将来像を実現するため、7つの基本目標を定め、地域の特性や資源を活かしながら、魅力あるまちづくりを進めていきます。

この基本目標を実現するためには、北海道が主体となって実施する事業が必要不可欠であり、「2. 基本目標別主要事業」に掲げた事業のうち、今後、北海道に支援を期待する事業としては次のとおりです。

基本目標	施策の項目	主要事業
(1) 地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり	① 農業の振興	○農道の整備 ○農地の整備促進
	② 林業・林産業の振興	○林道の整備
(4) 東北海道の拠点都市としてのまちづくり	① 市街地及び都市機能の整備	○行政拠点施設の整備促進 ○高度専門医療機能の充実促進
	② 広域交通ネットワークの整備	○道道の整備促進
(5) 思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり	⑦ 公園・緑地・水辺の整備	○河川改修事業の推進
	⑧ 住宅・宅地の整備	○急傾斜地崩壊対策の促進 ○公営住宅の建設等の推進
	⑪ 消防・防災体制の充実	○雌阿寒岳火山観測体制の整備促進

第5章 公共施設の配置

小・中・高等学校や図書館などの教育施設をはじめ、福祉・文化・スポーツ施設などの各種公共施設の配置については、特に、総面積が1,363.29k m²となる広大かつ飛び地を含むという新市の地理的特性を考慮し、釧路港及び釧路空港、北海道横断自動車道、地域高規格道路、国・道道をはじめとする道路・交通基盤の整備動向や、光ファイバ網等の情報通信基盤の整備状況等を踏まえ、各地域の利便性のバランスが保たれるよう十分に配慮するものとします。

また、新たな公共施設の整備については、合併後の中・長期的な財政状況を展望し、事業の効果や効率性について十分に検討を重ねるとともに、既存施設を可能な限り有効に活用しながら、効率的な整備に努めるものとします。

第6章 財政計画

1. 前提条件

財政計画は、合併年度及びこれに続く 20 年間について、普通会計ベースで作成したものです。

なお、平成 17 年度から令和元年度までの間については決算額を記載し、令和 2 年度については当初予算額を記載しています。

令和 3 年度から令和 7 年度までの財政計画は、平成 22 年 12 月に策定した「釧路市財政健全化推進プラン」（以下「プラン」といいます。）における財政収支試算及びプランに基づく各種健全化対策（事務事業等の見直し、使用料・手数料等の見直し、公共施設の見直しなど）を基本として作成したものです。

歳入歳出の各項目ごとの主な推計の内容は、次のとおりです。

（1）歳入

① 地方税等（譲与税及び交付金）

市民税は、年 2 % 程度の減少と見込みます。

固定資産税は、3 年毎に評価替えによる影響額を 3 % の減少と見込みます。

たばこ税は、年 6 % 程度の減少と見込みます。

その他の税、譲与税及び交付金は、平成 22 年度予算と同額と推計します。

② 地方交付税

普通交付税の通常分は、人口減による影響を加味するとともに、市税の減少及び扶助費の増額に対する交付税措置分を見込みます。

特別交付税は、平成 22 年度予算と同額と推計します。

③ 分担金及び負担金

平成 22 年度予算を基本に推計します。

④ 使用料及び手数料

平成 22 年度予算を基本に推計します。

⑤ 国庫支出金・道支出金

プラン策定時における釧路市総合計画の実施計画（以下「実施計画」といいます。）をベースに建設事業における補助金等を推計します。

⑥ 財産収入及び寄附金

平成 22 年度予算を基本に推計します。

⑦ 繰入金

地域振興基金等の活用を見込み推計します。

⑧ 地方債

実施計画をベースに建設事業における市債を推計します。また、臨時財政対策債は、平成 22 年度決定額と同額と推計します。

（２）歳出

① 人件費

定数減は見込まず、退職者に伴う補充を見込みます。また、定期昇給等により合わせて年 2 % の伸びを見込みます。

② 物件費

平成 22 年度予算を基本に推計します。

③ 維持補修費

平成 22 年度予算を基本に推計します。

④ 扶助費

毎年 1 . 4 % の増と見込みます。

⑤ 補助費等

実態に基づき推計します。

⑥ 公債費

実態に基づき推計します。

⑦ 積立金

平成 22 年度予算を基本に推計します。

⑧ 投資・出資・貸付金

平成 22 年度予算を基本に推計します。

⑨ 繰出金

特別会計への繰出金は、平成 22 年度予算と同額と推計します。

企業会計への繰出金は、各会計の収支計画に基づき推計します。

⑩ 投資的経費

実施計画のほか、市有施設の耐震改修、大規模修繕等を加味し、推計します。

2. 歳入

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方税	22,249	21,597	22,870	22,634	21,224	20,937	20,891	20,123	20,604	20,935	20,717	20,697	20,940	20,692	21,190	20,913	16,950	16,797	16,651	16,213	16,082
地方譲与税及び交付金	4,844	5,389	3,586	3,361	3,250	3,230	3,042	2,865	2,913	3,203	4,649	4,181	4,500	4,522	4,429	5,073	3,117	3,117	3,117	3,117	3,117
地方交付税	22,793	23,000	21,624	22,488	24,016	25,158	25,159	25,888	25,532	25,141	25,231	24,278	24,373	24,103	24,888	24,840	27,923	28,119	28,081	28,364	28,464
交通安全対策特別交付金	40	43	43	37	36	32	30	29	28	24	24	22	22	21	20	19	38	38	38	38	38
分担金及び負担金	698	868	920	869	872	843	903	973	884	891	908	957	823	773	655	687	921	921	921	921	921
使用料	2,620	2,564	2,567	2,633	2,637	2,464	2,444	2,462	2,449	2,482	2,499	2,510	2,525	2,478	2,335	2,200	2,684	2,684	2,684	2,684	2,684
手数料	856	665	644	656	612	629	649	647	653	622	632	631	621	618	616	620	627	627	627	627	627
国庫支出金	14,557	14,464	14,485	14,973	20,513	18,686	18,482	18,146	21,069	21,271	21,072	20,320	19,919	18,674	18,773	20,323	20,739	20,984	21,231	21,482	21,737
道支出金	3,537	3,454	4,212	4,086	4,746	4,566	4,678	4,195	4,382	4,758	4,422	5,367	5,674	5,161	5,855	5,945	4,042	4,074	4,106	4,140	4,276
財産収入	220	203	302	303	685	607	373	310	358	256	218	218	231	258	450	312	132	132	132	132	132
寄附金	86	149	199	51	25	82	113	34	57	30	76	349	475	874	1,073	1,102	1	1	1	1	1
繰入金	1,947	3,220	2,943	2,264	1,332	355	377	234	360	1,484	202	423	661	580	678	1,829	299	216	135	7	7
繰越金	820	133	208	158	253	36	454	180	103	557	354	933	301	163	285	0	0	0	0	0	0
諸収入	22,934	24,701	11,182	12,438	13,450	11,961	8,121	6,507	6,349	6,250	5,822	5,828	5,055	5,161	5,142	4,914	7,724	7,727	7,731	7,734	7,737
地方債	9,487	14,088	10,757	9,094	8,146	15,306	19,817	9,078	9,959	13,934	11,546	9,192	8,845	9,161	7,526	10,873	8,782	8,782	8,782	8,782	8,782
歳入合計	107,688	114,538	96,542	96,045	101,797	104,892	105,533	91,671	95,700	101,838	98,372	95,906	94,965	93,239	93,915	99,650	93,979	94,219	94,237	94,242	94,605

※プランに基づき、平成23年度から令和8年度までの間において累積収支の均衡を図っていく財政計画であるため、単年度の収支は均衡しないことがある。

3. 歳出

(単位：百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	17,308	17,001	16,295	15,682	15,471	15,084	15,052	14,269	13,616	13,292	12,562	12,719	12,727	12,487	12,440	13,456	12,887	12,801	12,949	13,075	13,134
物件費	8,850	8,264	8,049	8,103	8,657	8,851	9,110	8,741	8,767	9,363	9,538	9,700	10,118	9,767	10,490	10,779	9,181	9,211	9,204	9,205	9,202
維持補修費	920	972	863	1,015	1,104	872	836	1,089	1,086	1,453	1,243	1,484	1,260	1,388	1,605	920	641	641	641	641	641
扶助費	19,291	19,354	19,872	20,347	22,124	24,757	25,740	26,259	26,304	27,073	26,980	27,638	27,986	27,614	28,553	29,706	29,789	30,207	30,630	31,059	31,494
補助費等	7,934	7,438	8,566	8,943	12,137	9,436	18,341	8,203	7,774	7,642	7,582	8,418	8,363	7,553	8,799	8,795	6,594	6,435	6,323	6,066	6,028
公債費	12,954	13,109	13,485	13,733	13,439	14,176	12,639	13,262	13,088	13,145	12,592	12,706	12,484	12,655	13,025	13,061	13,531	13,508	13,126	12,879	12,690
積立金	2,074	2,179	1,499	308	1,339	1,186	508	78	2,729	1,108	1,945	268	126	151	137	145	31	31	31	31	31
投資・出資・貸付金	21,781	26,898	9,324	9,574	10,319	9,933	7,912	5,682	5,535	5,527	5,146	5,784	4,832	5,747	4,136	4,404	6,953	6,953	6,953	6,953	6,953
繰出金	5,455	6,131	5,111	5,248	5,584	5,821	5,848	5,929	5,894	6,352	6,623	6,915	6,981	6,823	7,188	7,565	5,846	5,846	5,846	5,846	5,846
投資的経費	10,988	12,984	13,320	12,839	11,586	14,323	9,367	8,056	10,350	16,530	12,329	9,673	9,896	8,388	7,462	10,819	8,346	8,346	8,346	8,346	8,346
歳出合計	107,555	114,330	96,384	95,792	101,760	104,439	105,353	91,568	95,143	101,485	96,540	95,305	94,773	92,573	93,835	99,650	93,799	93,979	94,049	94,101	94,365

※プランに基づき、平成 23 年度から令和 8 年度までの間において累積収支の均衡を図っていく財政計画であるため、単年度の収支は均衡しないことがある。

